

# 令和6年度 豊見城市上下水道事業審議会

第1回 令和6年5月21日

# 基本事項のふりかえり

## 【地方公営企業とは】

- ▶ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。  
事業例：上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発、観光
- ▶ 一般行政事務に要する経費が租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。（受益者負担、独立採算制を原則とする。）

## 【経営戦略とは】

- ▶ 地方公営企業を経営するうえで、人口減少、施設の老朽化などにより今後ますます厳しくなる経営環境に対し、将来的に安定したサービスを提供できるよう経営基盤を強化するための中長期計画。基本10年以上の投資・財政計画を中心とする。

## 【日本の水道の状況】

- ▶ 水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管

# 1. 水道整備・管理行政の移管

## 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

### 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

### 改正の概要

#### 1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

#### 2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

#### 3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

### 施行期日

令和6年4月1日

令和6年度全国水道主管課長会議 説明資料より

国土交通省水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ 令和6年4月22日（月）

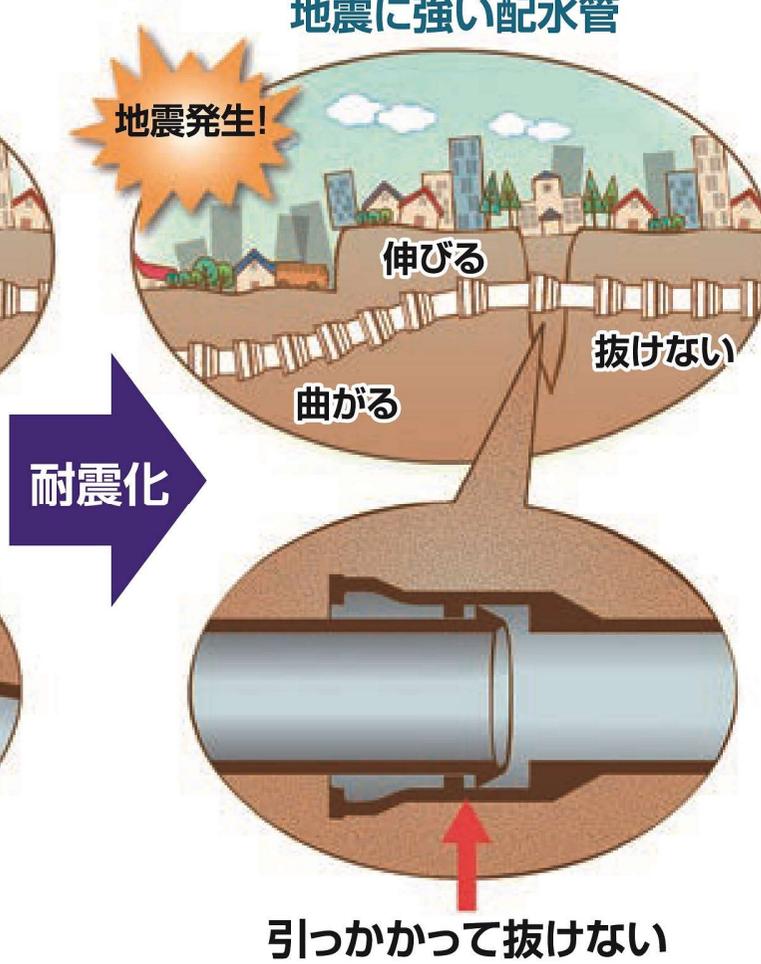
# 1) 本市の水道事業について

- ▶ 供用開始：昭和43年10月（55周年）
- ▶ 水源：沖縄県企業局からの受水（100%）
  - 西原浄水場系（主水源：福地ダム）
  - 石川浄水場系（水源：北部河川系、久志系）
- ▶ 業務量：給水人口 65,690人  
(R4末) 給水栓数 24,564栓  
有収水量 6,651,843m<sup>3</sup>/年  
有収率 96.45%
- ▶ 予算規模：収益的収入 17億4千万円 収益的支出 16億3千万円  
(R4決算) 資本的収入 1億9千万円 資本的支出 6億7千万円
- ▶ 耐震化、老朽化の状況：別添資料参照

### 昔の配水管



### 地震に強い配水管



## 2) 沖縄県企業局の水道料金値上の影響について

	単価(円/㎡：税抜)	減免額	値上率	年間受水費(円：税抜)	値上げ額(円：税抜)
令和4年度(実績)	102.24	—	—	705,106,748	0
令和5年度(予算)	102.24	—	—	705,106,748	0
令和6年度(予測)	102.24	-4.40	18.19%	769,244,979	64,138,231
	120.84				
令和7年度(予測)	125.24	—	22.50%	863,728,180	158,621,432
令和8年度(予測)	135.70	—	32.73%	935,866,448	230,759,700

※水量は令和4年度実績値で一定とした  
水量(㎡) 6,896,584

R4 水道料金収入決算額 (円：税抜)	1,416,072,350
受水費値上額 (R8 予測) (円：税抜)	230,759,700
値上率	16.30%

### 3) 本市の水道料金の適正水準について

現行経営戦略（受水費値上げなし、料金据え置き）

（単位：千円）

		資産維持費（0%）	資産維持費（3%）
<b>料金（X）</b>		<b>1,515,770</b>	<b>1,515,770</b>
料金 対象 経費	経費		
	受水費	799,996	799,996
	受水費以外の経費	685,995	685,995
	小計（Y）	1,485,991	1,485,991
	資産維持費（Z）	0	200,785
<b>合計（Y+Z）</b>		<b>1,485,991</b>	<b>1,686,776</b>
<b>X ÷（Y+Z）</b>		<b>1.02</b>	<b>0.90</b>

## 受水費値上げを反映 (32.73%)

(単位：千円)

			資産維持費 (0%)	資産維持費 (3%)
<b>料金 (X)</b>			<b>1,747,830</b>	<b>1,948,615</b>
<b>値上率</b>			<b>15.3%</b>	<b>28.6%</b>
料金 対象 経費	経費	受水費	1,061,835	1,061,835
		受水費以外の経費	685,995	685,995
		小計 (Y)	1,747,830	1,747,830
	資産維持費 (Z)		0	200,785
	<b>合計 (Y+Z)</b>		<b>1,747,830</b>	<b>1,948,615</b>
<b>X ÷ (Y+Z)</b>			<b>1.00</b>	<b>1.00</b>

## 参考：下水道使用料の改定内容

### ▶ 改定による増収額シミュレーション

改定前総収入額	327,927千円
改定による増収見込額	106,911千円
改定率	32.6%

イメージ	モデルケース	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行単価 (月額：税抜)	改定後単価 (月額：税抜)	増加額 (月)	増減率 (%)
	一般家庭 単身世帯	10	520	900	380	73.1%
	一般家庭 2人世帯	16	940	1,260	320	34.0%
	一般家庭 4人世帯	20	1,220	1,500	280	23.0%
	一般家庭 5・6人世帯	30	1,920	2,500	580	30.2%
	大型商業施設 ①	4,000	586,520	637,400	50,880	8.7%
	大型商業施設 ②	5,000	736,520	797,400	60,880	8.3%
	大型商業施設 ③	7,000	1,036,520	1,117,400	80,880	7.8%